

平成 29 年 2 月 24 日

連 絡 先
公益財団法人三重県文化振興事業団 総務部 (担当者) 南出 正博、安田 賢司 (電 話) 059-233-1102

(公財) 三重県文化振興事業団と (公財) 鈴鹿市文化振興事業団は文化振興に関する連携協力協定を締結しました

平成 29 年 2 月 22 日に (公財) 三重県文化振興事業団 (理事長・飯田俊司) と (公財) 鈴鹿市文化振興事業団 (理事長・川岸光男) は、相互に連携し、文化振興資源を活用し、文化施設の運営を通して、地域文化の向上と地域社会の活性化を図ることを目的として、連携協力協定を締結しました。

1. 協定の主な内容

(1) 公の施設の管理運営に関する実務、知見に関すること

【例】貸館施設の実務連携、職員研修の相互受入、危機管理・施設管理等の情報共有等

(2) 公演、ワークショップ、展覧会、文芸等の事業実施に関すること

【例】共催事業の実施、アウトリーチ事業の受入とサポート、広報協力等

(3) 生涯学習及び次世代育成における学習支援事業に関すること

【例】セミナーの開催協力、移動講座等の受入、広報協力等

(4) 各種会議等への関係者及び有識者の派遣に関すること

【例】研修会、防災訓練等への相互参加、インターンシップ職員の受入等

2. 協定の効果

- ・(公財) 三重県文化振興事業団としては、三重県の文化事業の拠点として、市町の文化事業への支援の役割があり、市町の実態を (公財) 鈴鹿市文化振興事業団を通して把握することができ、他市町へ反映、応用の可能性が広がります。
- ・経験やノウハウの交流・共有、人的交流が進むことにより、両団体の職員のモチベーション向上効果やサービスの向上効果が期待できます。
- ・ノウハウや経験値が高まれば無駄が少なくなり、施設の稼働率等が向上し、長期的には収入増と経費節減により、収支の向上が見込めます。

3. その他

- ・同内容の資料提供につきましては、同日付けで (公財) 鈴鹿市文化振興事業団より、鈴鹿市政記者クラブにも資料提供をしております。

4. 団体の概要

(1) 公益財団法人三重県文化振興事業団の概要

県民の文化芸術の振興、生涯学習の推進及び男女共同参画社会の実現に寄与することを目的に平成4年3月25日に三重県の100%出捐により設立されました。過去21年に亘り三重県総合文化センターの指定管理者（受託管理期間含む）として集積した専門性やノウハウは私たちのかけがえのない財産です。これらを最大限に活用するとともに、今後持続的に発展させ、「文化と知的探求の拠点」としての役割を果たします。

(2) 公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団の概要

鈴鹿市の文化政策を民間の活力を利用して柔軟かつ積極的に実施するため、平成9年4月1日に鈴鹿市の100%出資により設立されました。魅力ある「すずか文化」の創造のため、鑑賞系や、学習系事業に加え、アウトリーチ事業、学校・NPO等との連携による事業などにも力をいれ、「すずか文化」の担い手である市民との協働を基調として、効果的かつ効率的な事業展開を進めております。

平成25年4月1日、公益財団法人として認定を受け、当事業団は特長である公益性と柔軟性を活かしてこれからも鈴鹿市の文化政策を担い、時代が求める芸術文化事業を展開していきます。



交換式出席者

右：公益財団法人三重県文化振興事業団 事務局長 向井正治

左：公益財団法人鈴鹿市文化振興事業団 事務局長 河原 孝